

# 記帳や記録保存・青色申告



帳簿などは何年か保存しなくては  
いけないと  
聞いたのですが・・・



## 記帳や帳簿などの保存の必要性

1年間に生じた所得を正しく計算して申告するためには、日々の取引の状況を記帳し、帳簿や書類を一定期間保存する必要があります。

### 青色申告の場合

- 青色申告者は、原則として正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則により記帳を行わなければなりません。簡易帳簿で記帳してもよいことになっています。標準的な簡易帳簿の種類は次のとおりです。

- ① 現金出納帳、② 売掛帳、③ 買掛帳、④ 経費帳、⑤ 固定資産台帳

#### ◇帳簿書類の保存期間

帳簿	7年
決算関係書類	
現金預金取引等関係書類	7年 (前々年分所得300万円以下の方は、5年)
その他の書類	5年

#### 帳簿書類の電子データ保存

- 納税者の事務負担やコスト負担の軽減などを図るため、一定の帳簿書類については、コンピュータ作成の帳簿書類を紙に出力することなく、磁気テープや光ディスク（CD-R）などに記録した電子データのままで保存できる制度があります。

注：この制度の適用を受けるには、一定の要件があり、あらかじめ税務署長の承認を受ける必要があります。

### 白色申告の場合

- 白色申告者（青色申告者以外の方）でも一定の方には、次のような記帳制度や記録保存制度が設けられています。

#### ＜記帳制度＞

- 前々年分あるいは前年分の事業所得等（事業所得、不動産所得及び山林所得）の合計額が300万円を超える方（記帳対象者）は、帳簿を備え付けて収入金額や必要経費に関する事項を記帳する必要があります。

#### ＜記録保存制度＞

- 事業所得等のある方で、前々年分あるいは前年分の確定申告書を提出している方や税務署長から所得金額などについて決定を受けている方、総収入金額報告書を提出している方など（記録保存対象者）は、帳簿や書類を保存する必要があります。

注：確定申告をしなくてもよい方でも、事業所得等の総収入金額の合計額が3,000万円を超える場合は、総収入金額報告書を提出しなければなりません。

#### ◇帳簿書類の保存期間

記帳対象者	法定帳簿	7年
	任意帳簿 書類	5年
記録保存対象者	帳簿及び書類	5年

- 平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。個人の白色申告者のうち、事業所得等を生ずべき業務を行う全ての方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます。）は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要となります。

青色申告って  
どのような  
ものですか？



## 青色申告制度

一般の記帳より水準の高い記帳をし、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、所得の計算などについて有利な取扱いが受けられる制度です。

- 青色申告をすることができるのは、事業所得等のある方です。
- 青色申告をしようとする方は、その年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を税務署に提出してください。

注：その年の1月16日以後に新たに開業した方は、開業の日から2か月以内に申請すればよいことになっています。

- 青色申告者には、数多くの特典がありますが、その主なものは次のとおりです。

#### ＜青色申告特別控除＞

- 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む方が、正規の簿記の原則に従い記録し、その帳簿書類に基づき作成された損益計算書とともに貸借対照表を添付した申告書を期限内に提出した場合は、これらの所得を通じて最高65万円を控除することができます。それ以外の場合は、事業所得等を通じて最高

10万円を控除することができます。

#### ＜青色事業専従者給与の必要経費算入＞

- 青色申告者と生計を一にしている配偶者やその他の親族で一定の要件に該当する者（青色事業専従者）に支払った給与は、あらかじめ税務署に提出した届出書に記載された金額の範囲内で、専従者の労務の対価として適正な金額であれば必要経費とすることができます。

#### ＜純損失の繰越しと繰戻し＞

- 事業所得などが赤字となり、純損失が生じたときは、その損失額を翌年以後3年間にわたって各年分の所得から差し引くことができます（純損失の繰越し）。また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えてその損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）。